

社会福祉法人恵愛会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
- （2）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1に定める金額
- （2）賞与については、職員給与規程第36条の規定に準ずる額
- （3）通勤手当については、職員給与規程第19条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第2に定める金額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、職員給与規程第6条に準じた日とする。
- （2）賞与については、職員給与規程第36条に準じた月とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月24日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 の 上 限 額
副理事長	上限月額 5 5 0, 6 0 0 円
相談役	上限月額 5 5 0, 6 0 0 円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日 額
評議員会への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

（２）理事長

（２）	日 額
理事会への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5 0, 0 0 0 円

（３）理事

	日 額
理事会への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

（４）監事

	日 額
監事監査等への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5, 0 0 0 円

